

あいわみなと通信

暮らしを支える港湾と空港の話

桜の花も満開に咲き誇り、令和3年度が始まりました。

我々の事務所においても、人事異動に伴い、新規採用職員を含む新メンバーが揃い、新たな体制での船出となりました。引き続き、地域経済の発展ならびに地域の皆さんの安全安心の確保のため、港湾及び空港の整備に全力で取り組む所存ですので、引き続きよろしくお願ひ致します。

さて、令和3年3月11日には未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から10年を迎えました。被災地の港湾ではこの10年間で復旧・復興に取り組み、被災港湾の復興は大きく前進したと聞いております。同時に、当事務所の10年間においても、東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ地震並びにそれに伴う津波に対しての防災減災事業等により一層取り組んできました。この取り組みについていくつか紹介させていただきます。

まず、「徳島小松島港沖洲(外)地区複合一貫輸送ターミナル整備事業」において、耐震強化施設としての水深8.5mフェリー岸壁が平成27年3月に、岸壁前面の静穏度を確保するための防波堤が令和2年3月に、それぞれ整備が完了しました。東日本大震災の際には、耐震強化されたフェリー岸壁を活用し、緊急物資や被災地復旧のための車両や機材が輸送され、早期の復旧に大変役立ちました。本施設においても同様の役割を想定しています。

次に、「撫養港直轄海岸保全施設整備事業」です。本事業では、鳴門市中心市街地の人命・資産を守るために、平成29年9月に海岸堤防の嵩上げや耐震補強といった地震津波対策が完了しました。東日本大震災では、津波警報発令時に海岸の堤内と堤外を行き来する通路に設置する「陸閘（りっこう）」を閉めに行き津波で犠牲になった方や、停電により電動化された陸閘が閉まらず津波の侵入を許してしまった事例がありました。この教訓から、常時は車両通行などが可能な開放状態で、津波来襲の際は津波の浮力により閉鎖する「フラップゲート式陸閘」を全国の港湾海岸で初めて本海岸に採用しています。

今後は、徳島小松島港沖洲(外)・津田地区において、災害時の港湾機能確保をより強固なものとするため、南海トラフ地震対応への防波堤改良に着手します。

なお、ハード整備だけでなく事務所職員による各種訓練を継続して実施しています。本誌にも掲載しておりますが、港湾の防災に関して豊富な経験をお持ちの防災エキスパート（港湾・空港）の方々と合同で様々な訓練を実施し、様々な防災技術を指導していただいています。

南海トラフ地震は、今後30年以内に70～80%程度の確率で発生すると言われております。ここ徳島においても、地域の皆さんの安全安心の確保のため、引き続きハード・ソフトの両面からしっかりと対応していきたいと思います。

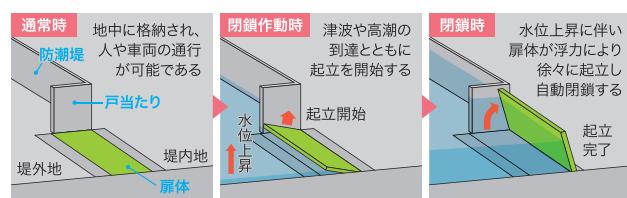
小松島港湾・空港整備事務所長 新見 泰之



沖洲(外)地区耐震強化岸壁と背後道路状況



撫養港海岸に設置されたフラップゲート式陸閘



フラップゲート式陸閘の閉鎖の仕組み

小松島港湾・空港整備事務所 令和3年度事業概要

①港湾整備、②空港整備、③海洋環境整備 の3つの事業に取り組みます。

港湾整備事業

◆ 徳島小松島港における“国土強靭化対策”

徳島小松島港は徳島港区(徳島市)と小松島港区(小松島市)から構成されています。

徳島港区では、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の一環として、沖洲(外)地区防波堤520m区間、津田地区防波堤について、令和2年3月に整備が完了している沖洲(外)防波堤の先端150m区間と同様に、南海トラフ地震津波による施設倒壊を防ぐための施設改良に着手します。

防波堤は、入港した船舶が安定的に貨物を荷役するために、港外側からの波を遮蔽し港内を静穏に保つ、重要な施設です。防波堤改良実施により、日常のみならず、今後30年以内に70~80%程度の確率で発生すると言われている南海トラフ地震発災後も港内静穏度を確保し、背後の沖洲(外)地区水深8.5m耐震強化岸壁などを利用した緊急物資等の搬入や早期の物流機能を確保することが可能となります。また、徳島沖洲ICへと続く背後の臨港道路の液状化対策が令和2年度に完了しており、これら陸海の連携した事業の実施により、発災後、緊急物資等を県内広域へ早期に輸送することが可能となります。

また沖洲(外)地区防波堤は建設後30年近く、津田地区防波堤は建設後40年以上が経過し、天端や前面消波ブロックが沈下するなど老朽化が進行しており、改良事業実施により施設の長寿命化を図ることもできます。

令和3年度は、改良断面を検討するための土質調査や現地測量のほか、早期に老朽化対策を講じるための消波ブロック製作を行う予定です。

また沖洲(外)地区では、令和元年台風19号来襲時に越波した波により背後施設が被災を受けたことなどから対策を行っていた護岸(防波)の嵩上げが令和2年度に完了し、令和3年度は引き続き、嵩上げ部分前面への消波ブロック製作・据付を行う予定です。

小松島港区では、老朽化(昭和30~40年代に整備)により利用制限が生じている岸壁の施設改良に取り組みます。

金磯地区の水深11m岸壁では、全20ブロック(約20m×約20m)のコンクリート床版を順次リニューアルしており、令和3年度には新たに5ブロックのリニューアルに着手する予定です。これにより海側ブロックのリニューアルが完了し、年間を通して船舶の岸壁利用が可能となる見込みです。

本港地区において、老朽化の進行により改良事業に着手している水深9m岸壁では、岸壁全面の荷役禁止措置を早期に解消するため、令和2年度より現地工事に着手しており、令和3年度は、令和2年度に引き続き床版のリニューアルに取り組む予定です。

徳島小松島港における港湾施設の改良については、利用状況を踏まえ、また関係者の皆様のご協力をいただきながら、早期の事業効果発現に向けて効率的、戦略的に取り組んでいきます。

◆ 徳島港区



GeoEye-1©2016 DigitalGlobe, Inc./ 画像提供:日本スペースイメージング

◆ 小松島港区



GeoEye-1©2016 DigitalGlobe, Inc./ 画像提供:日本スペースイメージング

空港整備事業

◆ 航空輸送の安全安心の確保を目的とした空港施設整備

滑走路端安全区域（RESA）とは、航空機が離着陸する際に滑走路を超えて走行し停止する「オーバーラン」、または航空機が着陸する際に滑走路手前に着地してしまう「アンダーシュート」を起こした場合の航空機の被害・損傷を軽減させるための区域のことです。徳島飛行場は、平成25年度に改訂された「空港土木施設の設置基準」に基づくRESAの範囲を満たしていないことから、海側にRESAを確保する必要があります。

令和3年度は、対策断面を検討する施設設計を実施する予定です。

また、平成31年4月に、これまでの基準・要領を明確にする形でとりとめられた「空港土木施設設計要領」に示された排水施設の機能を確保する必要から、令和3年度は、排水施設改良に向けた検討を実施するほか、台風等により法面の洗掘被害が複数回発生している場周道路法面の補強工事などを実施する予定です。



GeoEye-1©2016 DigitalGlobe, Inc./ 画像提供:日本スペースイメージング

海洋環境整備事業

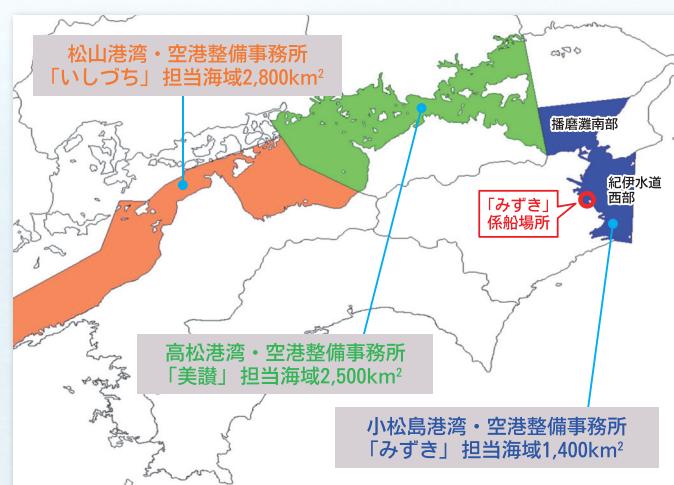
◆ 海上を航行する船舶に安全安心を提供する海洋環境整備事業

四国地方整備局では、瀬戸内海に3隻の海洋環境整備船を配備しています。

当事務所の海洋環境整備船「みづき」は、播磨灘南部及び紀伊水道西部を担当海域として、日々海の浮遊ゴミを回収しており、また、船舶事故等によって海に油が流出した際には油の回収も行うことができます。これらに加え、近年では、災害時の物資輸送のための航路の啓開作業も担当しており、平成30年度の西日本豪雨では、播磨灘等で災害支援として大量に発生したガレキなどの浮遊ゴミの撤去を行っています。そのため、それらの対応力の強化を目的に、災害時の物資輸送のための航路の啓開作業を想定した定期的な訓練なども行っています。

令和2年度においては、紀伊水道の物資輸送のための航路が台風や豪雨災害により発生したガレキなどの浮遊ゴミで塞がれ、緊急にガレキの回収や浮遊ゴミから発生した油の回収が必要という想定で訓練を実施しました。訓練では、「みづき」が現場海域に緊急出動し、乗組員が回収のための作業手順の確認を行いました。また、隣接する紀伊水道東部を担当海域とする「海和歌丸」（近畿地方整備局和歌山港湾事務所所属）と合同で実施し、「みづき」「海和歌丸」両船が連携して、迅速かつ安全に回収作業ができるよう確認も併せて行いました。このような訓練を行うことによって、災害時に物資輸送のための航路の啓開作業を確実に行うことができるようになるものと考えています。

今後も、日々のゴミ回収による海洋環境整備を行いつつ、災害に備えた訓練を実施し、災害への対応力のさらなる強化を図ることで、海上を航行する船舶に安全安心を提供するよう取り組んでいきます。



播磨灘南部での浮遊ゴミ回収状況
(平成30年度西日本豪雨時)



令和2年度の訓練の様子
(紀伊水道)

みなと通信

災害時に活用できる簡易トイレの作り方について訓練を実施！

3月9日、「防災エキスパート（港湾・空港）」の皆さんと当事務所職員の合同訓練を行い、簡易トイレ組み立ての訓練を行いました。簡易トイレは、既存の便器にポリ袋を設置し、新聞紙などをちぎって中に入れれば完成です。

私たち四国地方整備局は、災害時には港湾施設の被災状況の確認や応急復旧などに全力を挙げて取り組む必要があります。この簡易トイレを作ることができれば、災害発生により断水が発生してもトイレを利用でき、家庭のみならず、災害時における活動を少しでも円滑に行うことができます。

地域の皆さんの安全安心の確保のため、こういった有事に備えた訓練に引き続き取り組んで参ります。



防災エキスパートの皆さんによる訓練の概要についての講義の様子



エキスパートの皆さんとの指導のもと、組み立てます



↑ 完成した簡易トイレ

「事務所業務概要」と「徳島の港湾2021」を発行！

当事務所が実施する事業や業務内容を紹介する「業務概要」、徳島県内の港湾や空港の概要を紹介する「徳島の港湾2021」について、内容を刷新し、新しく発行しました！

私たちは、パンフレットを通じて、「みなと」の重要性や徳島の地域経済発展や暮らしの安全安心の確保を目的とした当事務所の業務内容について、より広く知りたいことが重要だと考えております。

また当事務所では、出前講座や港湾業務艇「ひのみね」を利用した「みなと見学会」などの広報活動を、コロナウイルス感染拡大防止対策をしっかりと行った上で、令和3年度も引き続き行っています。

当事務所の広報活動についてはパンフレットや事務所HP（右下のQRコードからアクセス！）にも掲載しております。両パンフレットは事務所HPにもデータを公表していますので、ぜひともご覧ください！



小松島港湾・空港整備事務所
業務概要



徳島の港湾2021

事務所職員コラム

小松島の活性化をテーマにした研修で、発案したプロジェクト案を中山市長さんにプレゼンしました！

企画調整課の米原です。「小松島市の活性化」をテーマに小松島の若手が6グループに分かれてプロジェクトを発案する「小松島共創型人材育成合同研修」に、私も一研修生として参加させていただいており、3月18日の第6回目での中山市長へのプレゼンをもって、修了しました。

私のグループは、クルーズ観光客や地元の人々を小松島に呼び込むために、新港地区周辺にある集積した遊休資源（小松島みなと交流センターkocolo、老朽化した倉庫、クルーズ観光客、公園、駐車場etc…）を活用しアートの街をつくり、賑わいを創出するというプロジェクトをプレゼンしました。

中山市長は全体の講評において、「地方を劇的に変えていくには若い力が必要。多様化、高度化する地域のニーズに遅れないよう、産学官の連携が必要になってきている」とコメントされました。地域活性化の可能性を探るためアンテナを高くし、みなとと地域をどう繋いでいくのかを意識し、実現できることから少しずつ実行していくことが大切だと感じています。



各グループ発案のプロジェクト
を中山市長さんにプレゼン！



テーマにした新港地区周辺



小松島に寄港するクルーズ船



新港地区の老朽化した倉庫

出前講座の申し込み受付中！

当事務所では、海と空の「みなと」のこと、また当事務所の仕事について、広く皆さんに知りたいために、出前講座（みなと学習、環境学習、防災学習）を開講しています。

楽しく学べる当事務所の出前講座、現場見学会のご依頼を受け付けています。



出前講座、現場見学のお問い合わせは・・・

当事務所
TEL (0885)-32-3855

または ホームページ「暮らしを支える港湾と空港の話」
<http://www.pa.skr.mlit.go.jp/komatsushima/>
よりお問い合わせください。



事務所ホームページQRコード